資料3

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 高齢者の健康や就業の状況等について

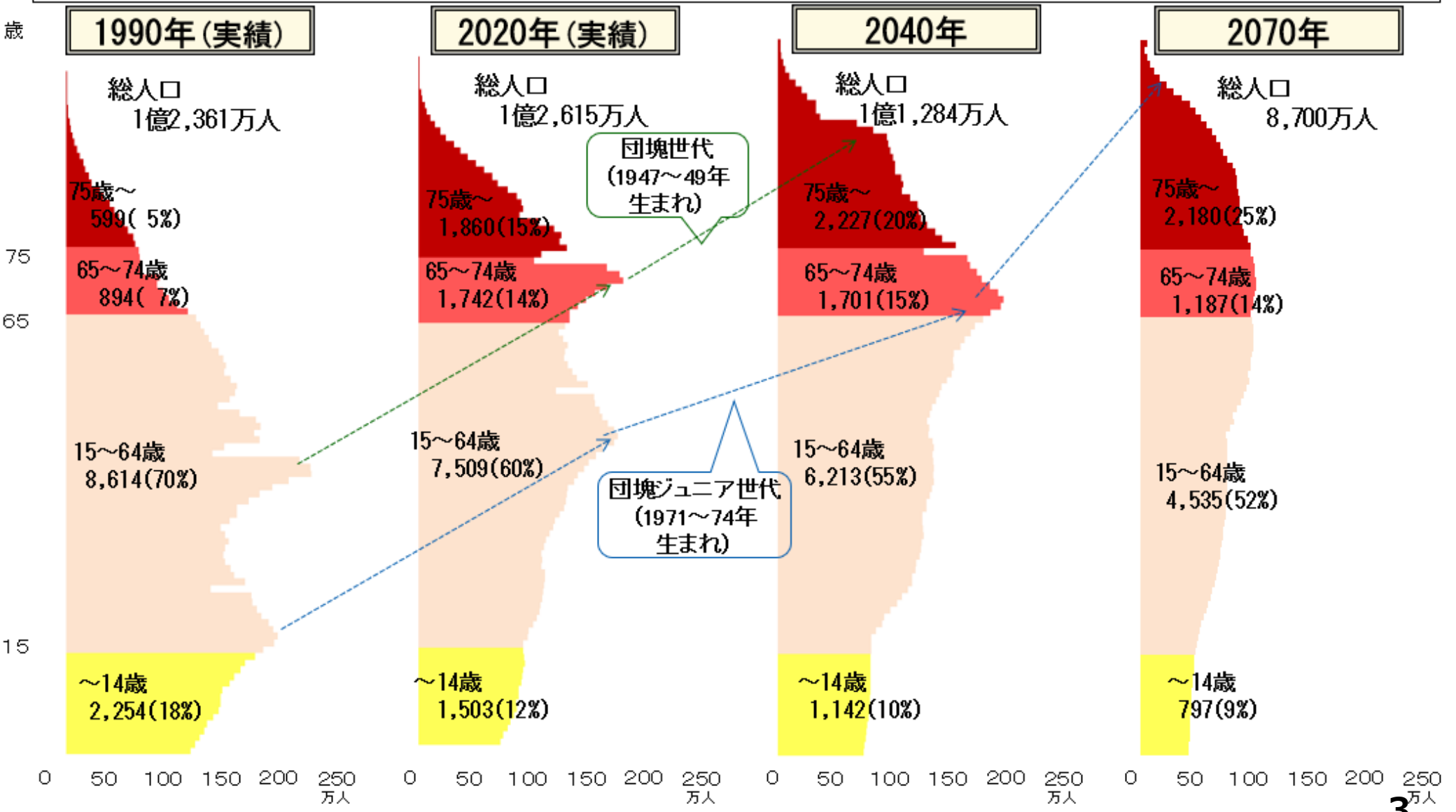
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 高齢者の健康や就業等の状況

- 健康寿命や年齢階級別の受診日数、要介護認定率といった指標には、近年一定の改善の傾向が見られる（P４～６）
- 高齢者雇用制度の見直しが2000年代～2010年代に累次行われたこともあり、60歳代の就業率は高まり、直近では、65歳～69歳も過半数が就業をしている。また、70歳以上の就業率も上昇している。（P７）
- こうした全体的な傾向の一方、年齢に応じて一定の割合で健康の状況により日常生活に影響がある方は一定割合で継続して増加する傾向にあるなど、各人の健康の状況には個人差が見られるほか、高齢期の収入や資産について、増加の傾向はみられるものの、一定のばらつきも見られる（P８～10）
- こうした各人の状況もあり、就労に対する希望は、年齢階層が高まるごとに多様性が見られる傾向があり、実際の雇用形態や労働時間も多様化する（P11～13）

# 日本の人口構造の変化

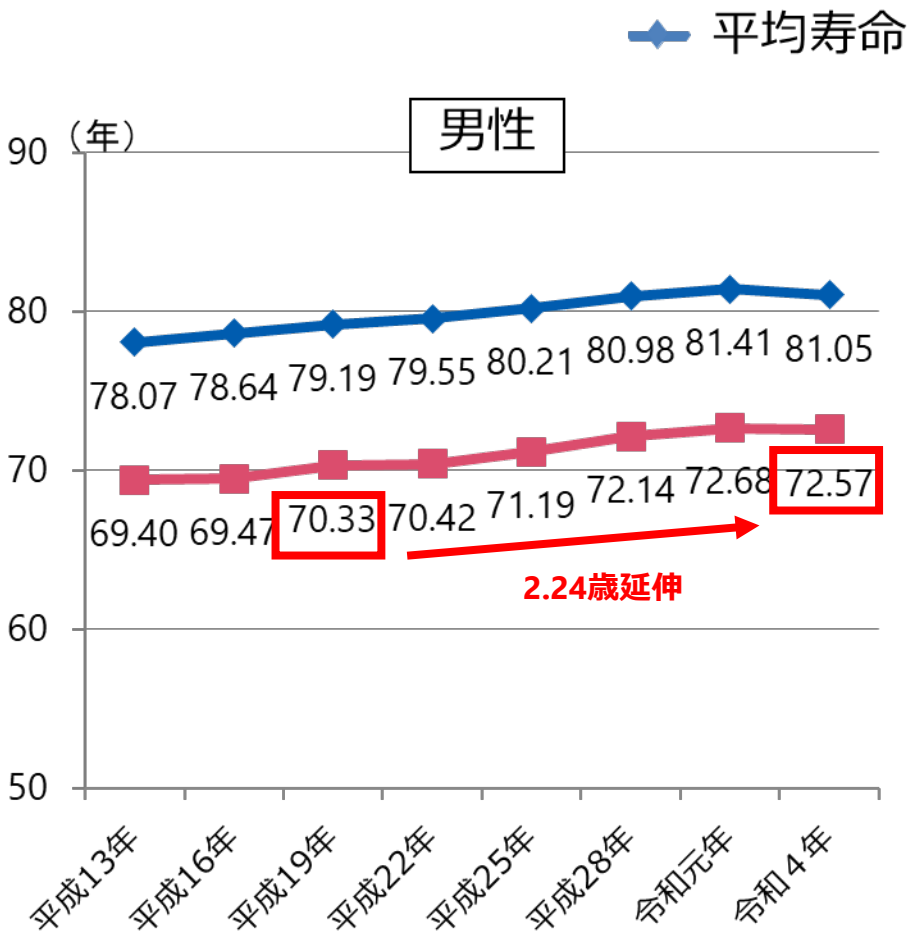
○団塊のジュニア世代が65歳となる2040年には、65歳以上が全人口の35%となる。
○2070年には、人口は8,700万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約39%となる。

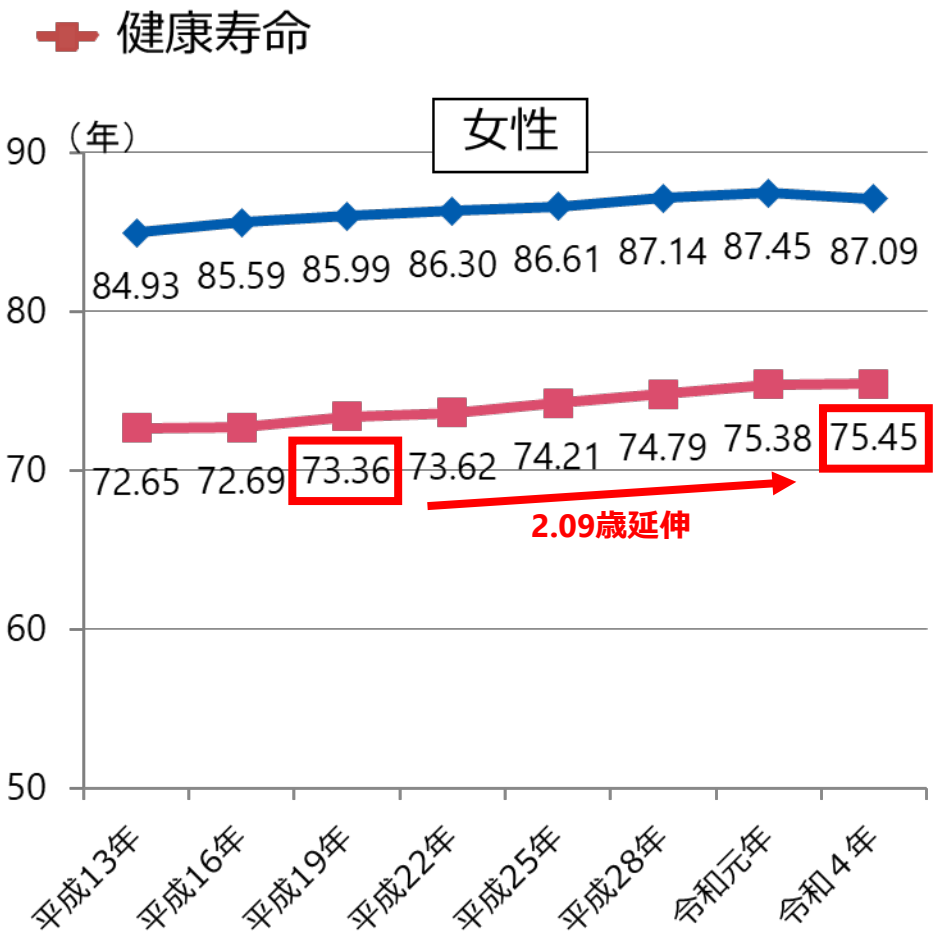



（出所） 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計

# 平均寿命と健康寿命※の推移　※日常生活に制限がない期間の平均

令和6年12月24日第４回　健康日本21（第三次）推進専門委員会　資料１－１を一部改変



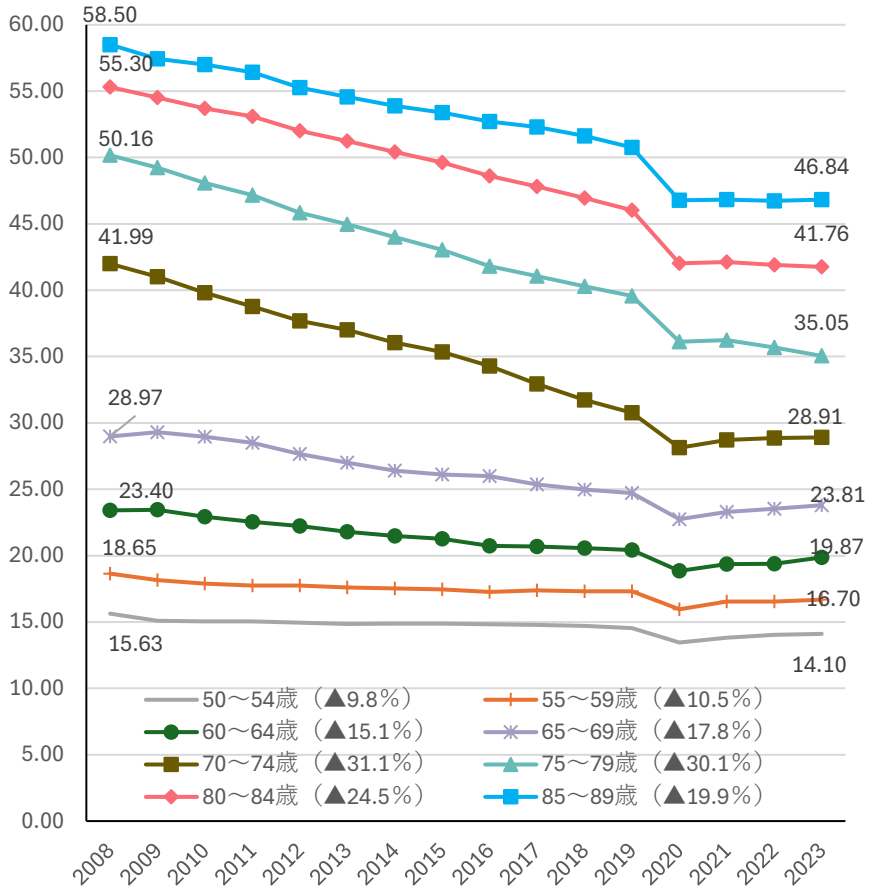




【資料】平均寿命：平成13・16・19・25・28・令和元・４年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
健康寿命：厚生労働科学研究において算出

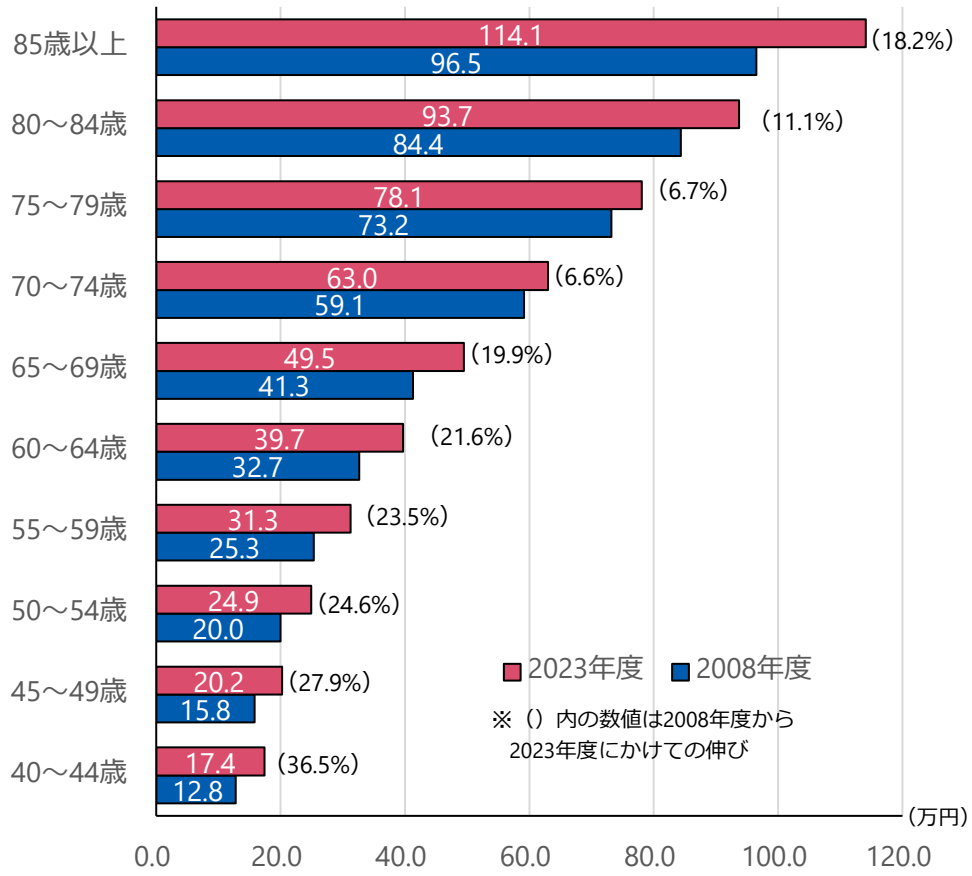
# 一人当たり受診日数、医療費（年齢階層別）

- 年齢階層別受診日数は、70～74歳、75～79歳は2008年度（平成20年度）と比べて３割程度減少しており、70～74歳は2008年度の65～69歳程度まで減少、75～79歳は2008年度の70～74歳以下の水準。
- 年齢階層別一人当たり医療費は、現役層は２～4割程度増加しているのが、70代は約７%の増加にとどまる。

**＜年齢階層別受診日数の推移＞**

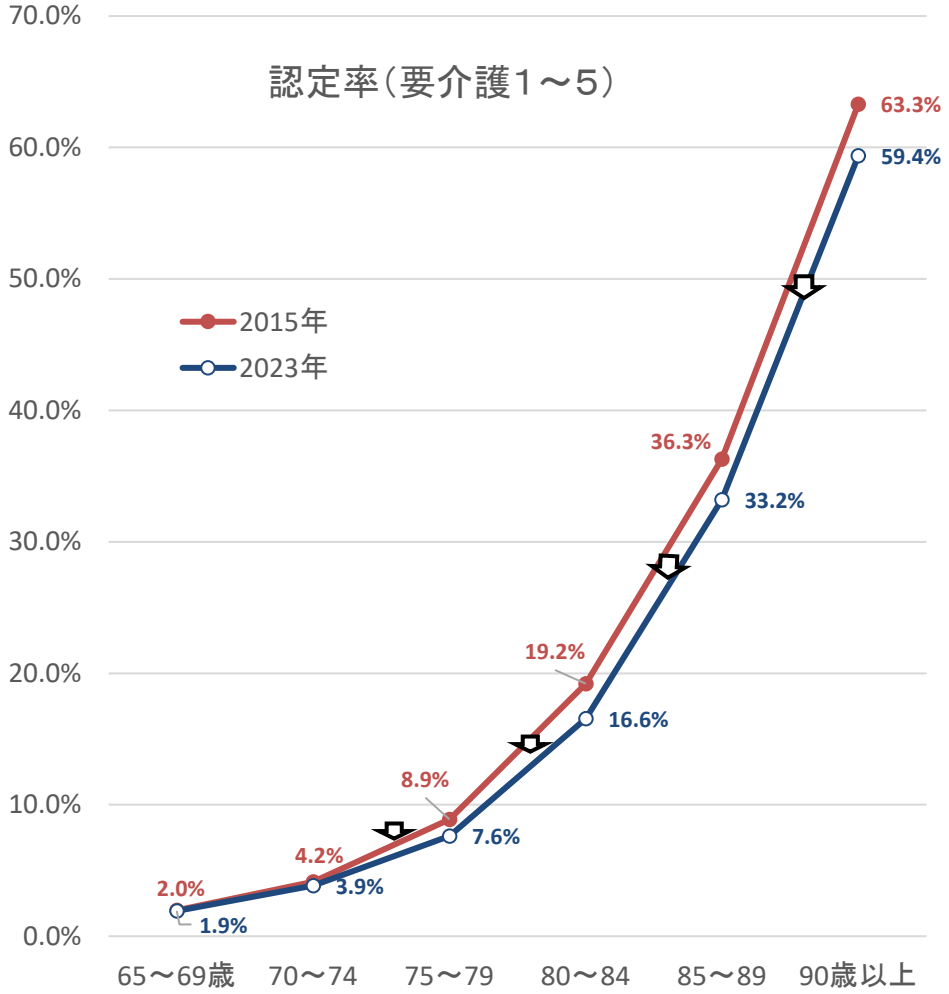


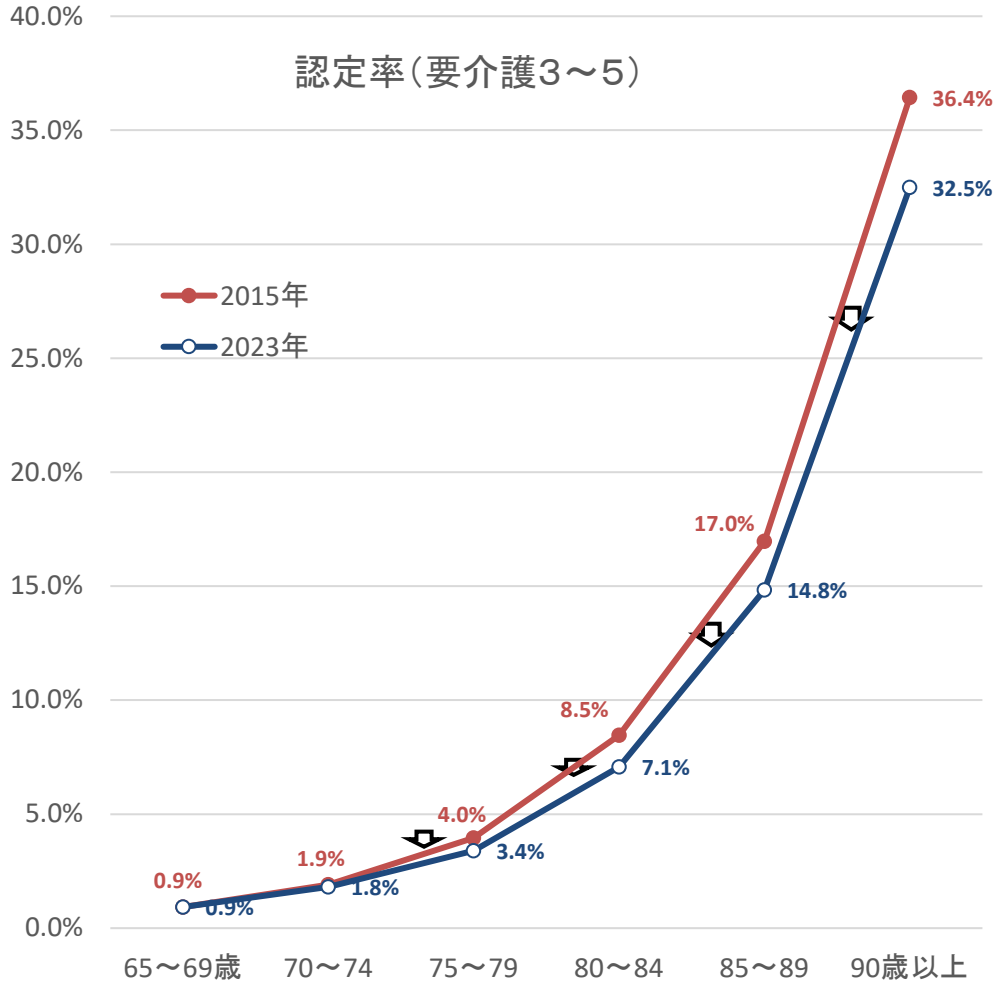

**＜年齢階層別の一人当たり医療費（2008年度と2023年度）＞**




出典：厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」　（注）１人当たり受診日数には入院と入院外の合計を計上している。

# 第１号被保険者の年齢階級別認定率（人口に対する認定者数の割合）の変化
## （介護保険事業状況報告月報及び人口推計から作成）



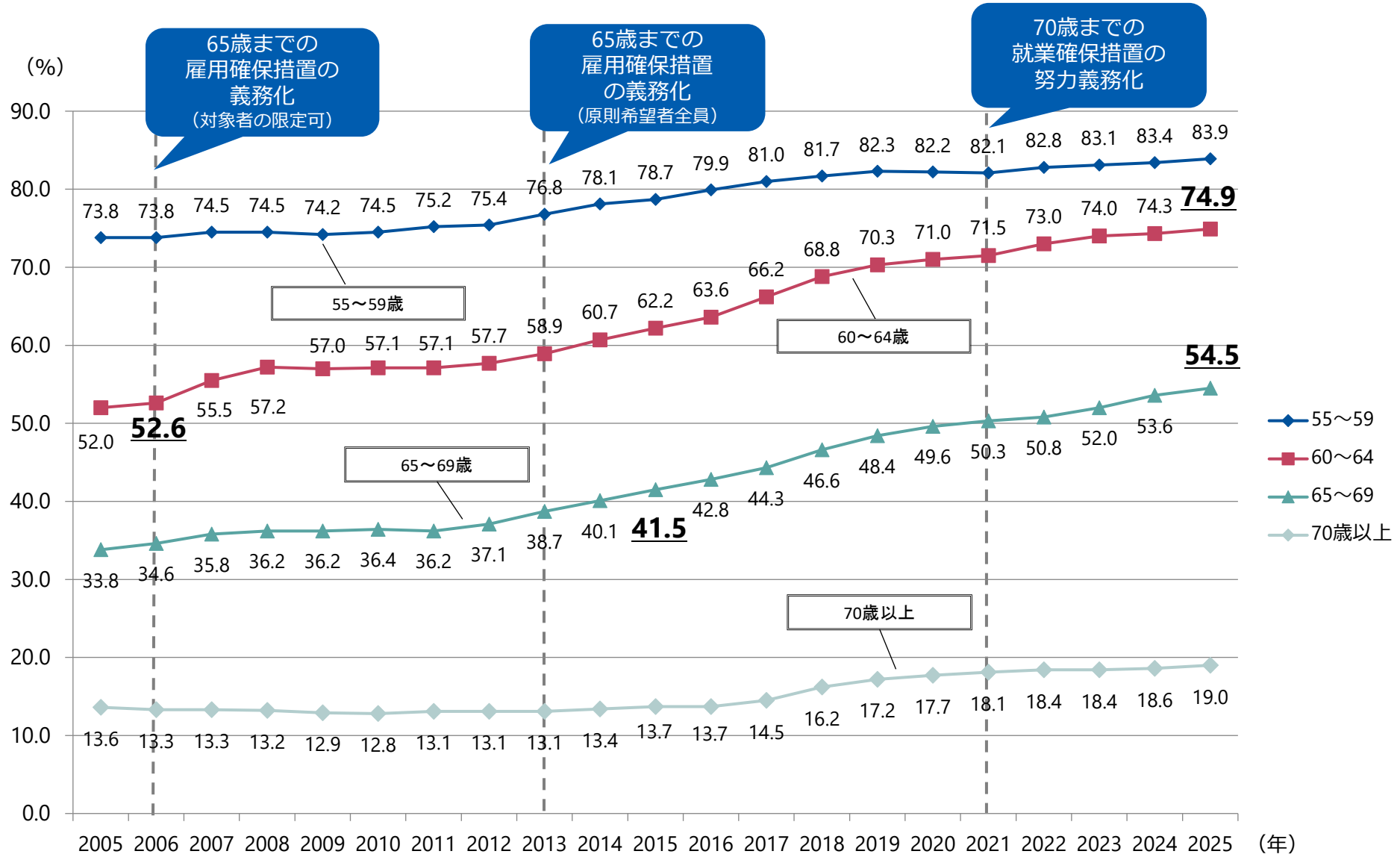

| | 65-69歳 | 70-74歳 | 75-79歳 | 80-84歳 | 85-89歳 | 90歳以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①2015年 | 2.0% | 4.2% | 8.9% | 19.2% | 36.3% | 63.3% |
| ②2023年 | 1.9% | 3.9% | 7.6% | 16.6% | 33.2% | 59.4% |
| ②-① | 0.0% | -0.3% | -1.3% | -2.6% | -3.1% | -3.9% |

| | 65-69歳 | 70-74歳 | 75-79歳 | 80-84歳 | 85-89歳 | 90歳以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①2015年 | 0.9% | 1.9% | 4.0% | 8.5% | 17.0% | 36.4% |
| ②2023年 | 0.9% | 1.8% | 3.4% | 7.1% | 14.8% | 32.5% |
| ②-① | 0.0% | -0.1% | -0.6% | -1.4% | -2.1% | -3.9% |

※　各年の9月末日時点の認定者数（介護保険事業状況報告月報より）及び10月１日時点の人口（人口推計より）から作成

# 高齢者の就業率の推移

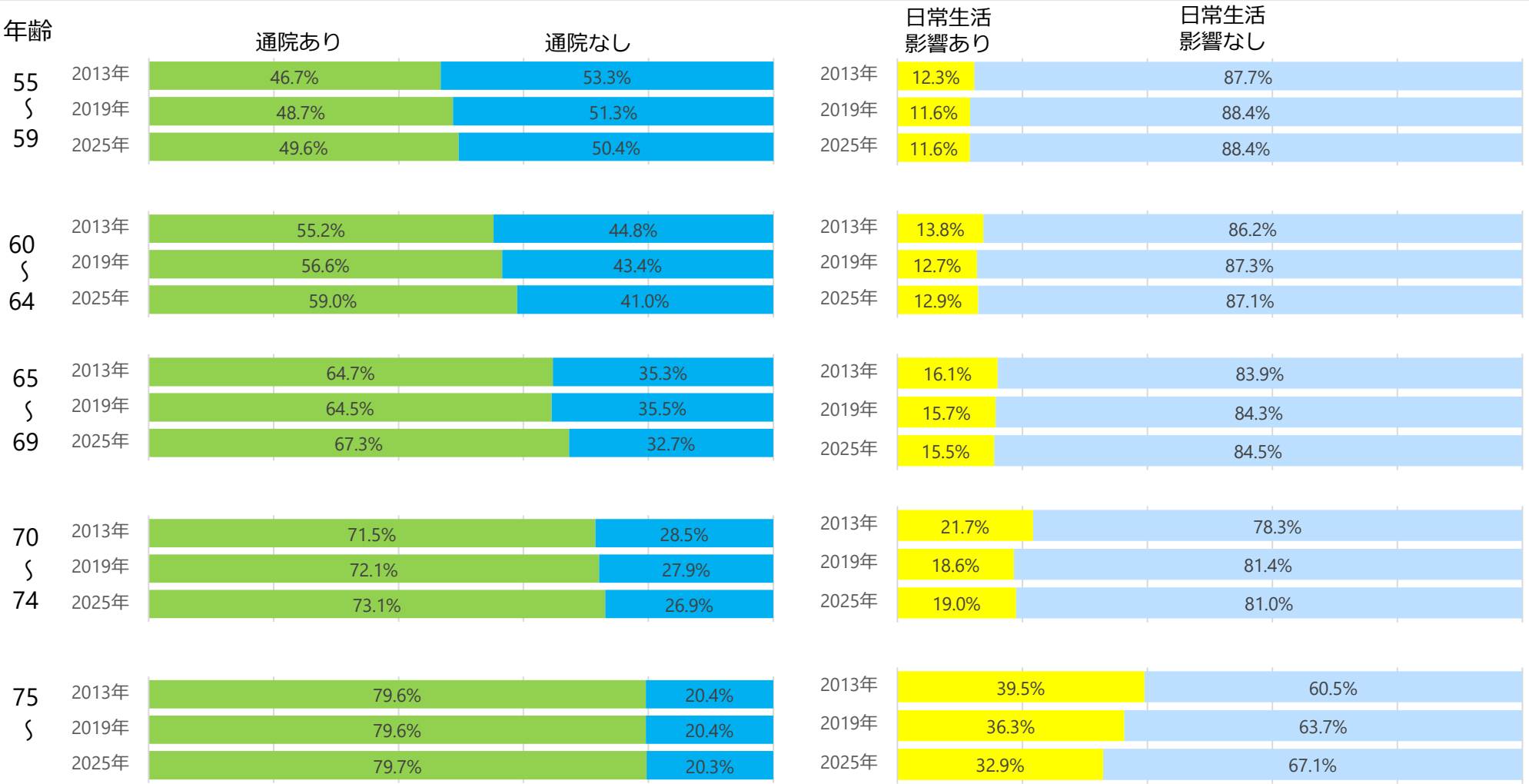
○ 60～64歳層は、65歳までの雇用確保措置の義務化（2006年）後、22.3ポイント上昇。人口の７割以上が就業。
○ 65～69歳層も、近年は上昇傾向にあり、直近10年間で13.0ポイント上昇。人口の５割以上が就業。




（資料出所）総務省統計局「労働力調査」より作成。

# 高齢者の通院や健康による日常生活への影響

○通院のある割合や健康上の理由により日常生活の影響がある割合は年齢階級により変化する。

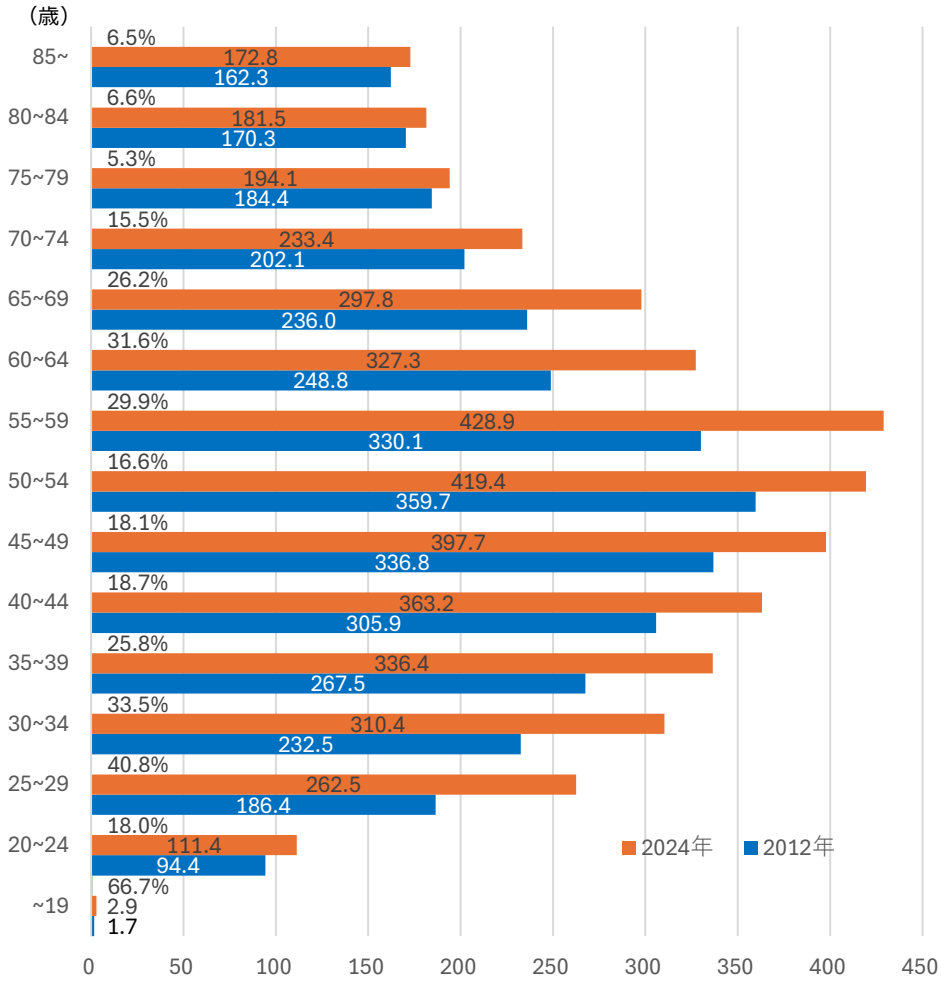



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成
注：入院者は含まない。

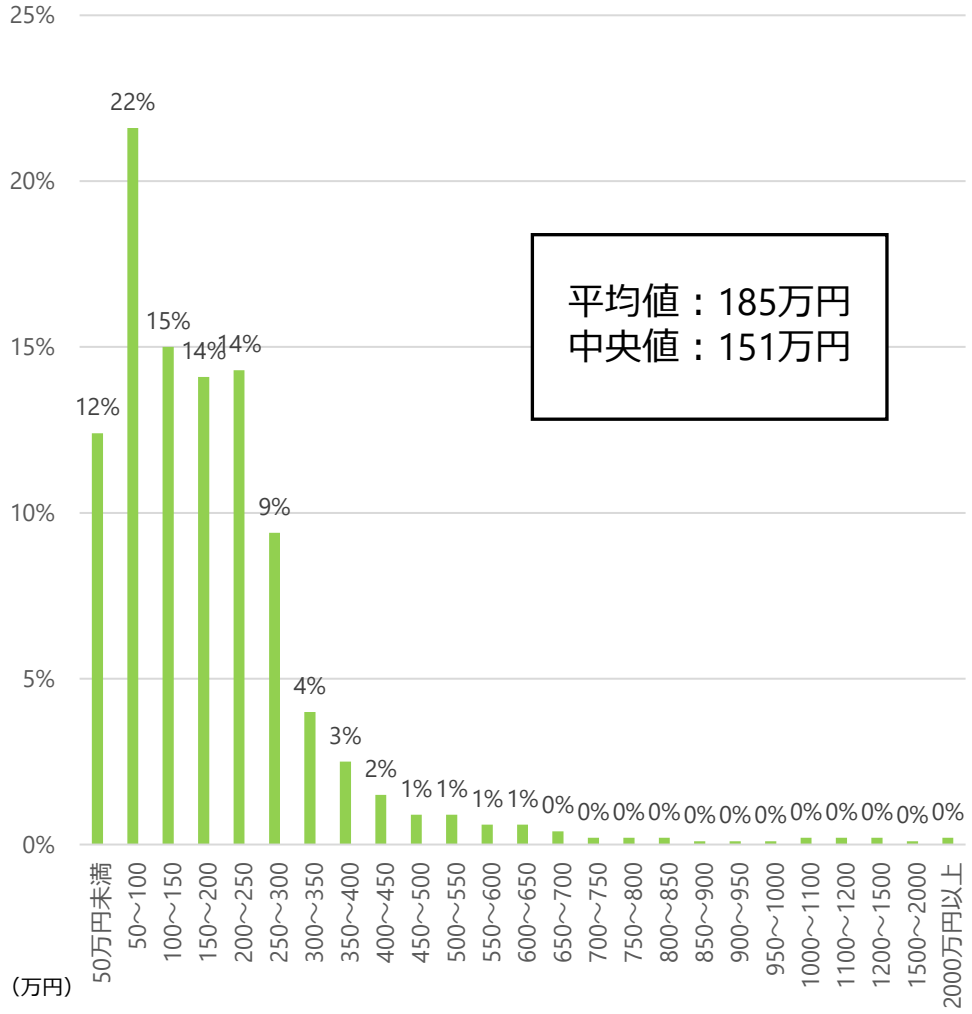
# 高齢者の収入の状況

○　平均収入は、55～59歳を頂点に、年齢を重ねるにつれて低下している。
○　2012年と比較すると、75歳以下は10%以上伸びているが、75歳以上は一桁の伸びにとどまる。
○　75歳以上個人の収入分布は、約50%が150万円未満の階層に分布している。

**＜年齢階層別の収入（2012年と2024年）＞**




**＜75歳以上個人の収入額の分布＞**




【出典】2025年（令和７年）国民生活基礎調査（抽出調査）に基づき厚生労働省保険局において作成（2012年の年齢階層別収入は、平成28年５月26日第95回社会保障審議会医療保険部会資料２より作成）
※「収入」は、給与収入、年金等については給与所得控除、公的年金等控除を適用する前の金額。（事業収入等に係る仕入原価や必要経費は差し引いている）

# 高齢者（世帯主65歳以上世帯）の貯蓄の状況

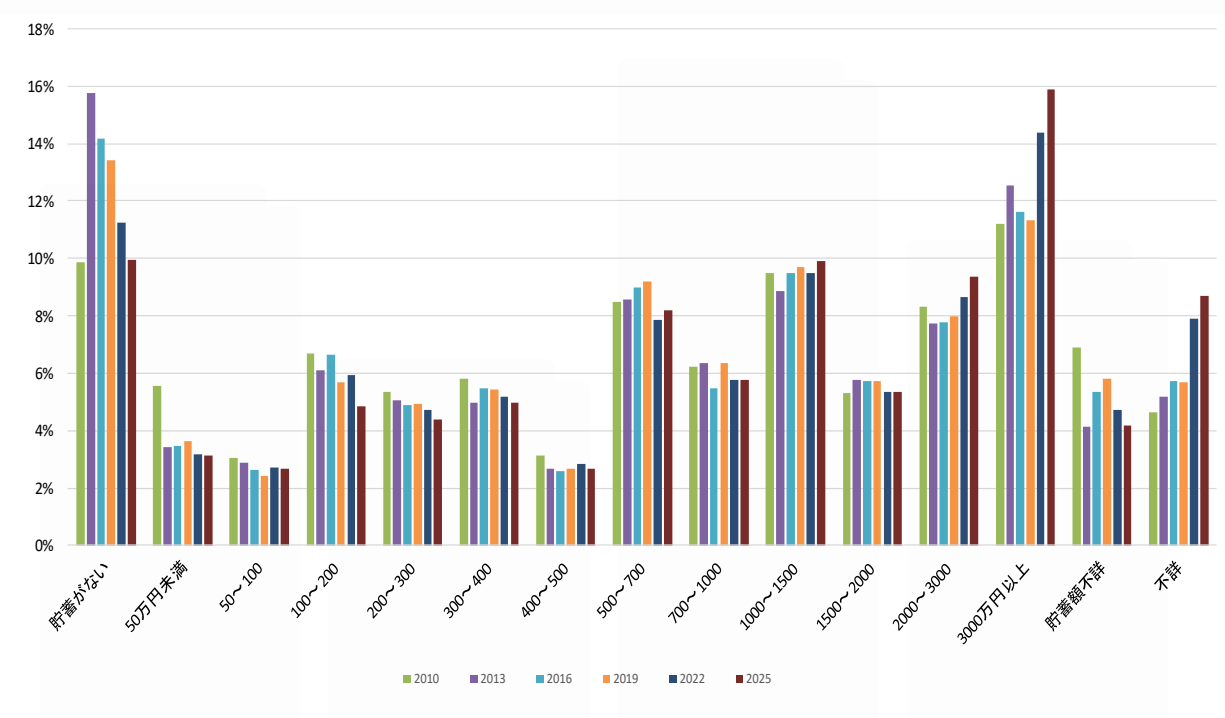
○　世帯主年齢６５歳以上の世帯における平均貯蓄額は約1,400万円台からやや減少傾向で推移していたところ、2022年に約1,600万円台へと増加。
○　分布においては貯蓄がない者と高額貯蓄の者の割合が高く、「貯蓄なし又は貯蓄額100万円未満」の割合は2013年まで増加していたものの、その後減少傾向。

資料出所：国民生活基礎調査（厚生労働省）を基に作成

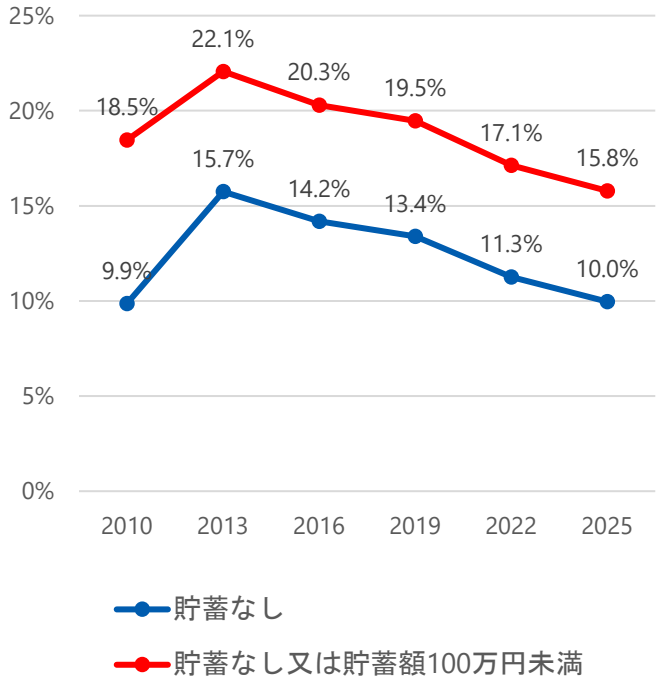
## ●平均貯蓄額　※千円単位で四捨五入

| | 2010年 | 2013年 | 2016年 | 2019年 | 2022年 | 2025年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均貯蓄額（万円） | 1,300 | 1,339 | 1,284 | 1,277 | 1,625 | 1,701 |

## ●貯蓄の分布の状況



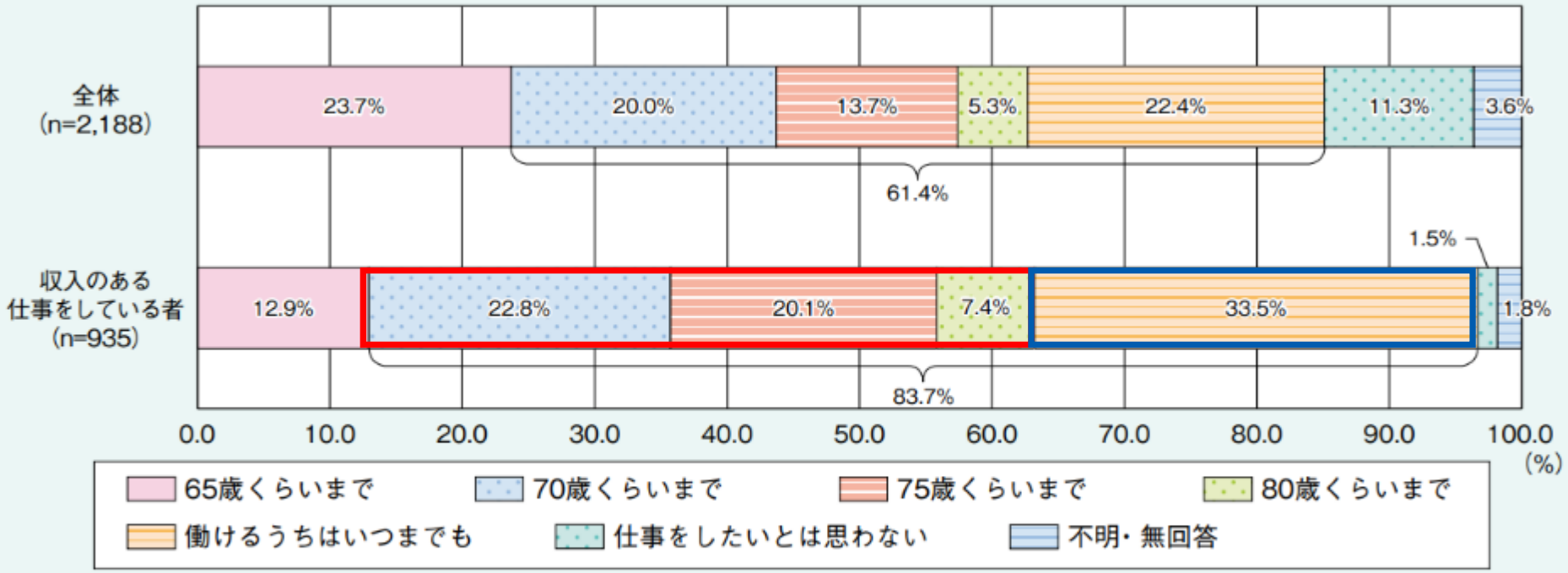

## ●貯蓄なし又は100万円未満の世帯数推移



# 高齢者の就業意欲と就業希望年齢

○　収入のある仕事をしている60歳以上の者のうち、一定の年齢（70歳くらい、75歳くらい、80歳くらい）まで働きたい人が約5割、「働けるうちはいつまでも」働きたい人は3割を超える。

## 図１－２－１－８　何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか（択一回答）




資料：内閣府「令和６年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
（注１）調査対象は、全国の60歳以上の男女
（注２）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

# 高齢者の就業理由

○　収入のある仕事をしている60歳以上の就業理由は「収入のため」（55.1%）が最も多いものの、男女とも年齢が高くなるほど就業理由は多様化する傾向にある。

図１－３－３　収入を伴う仕事をしている主な理由（全体）

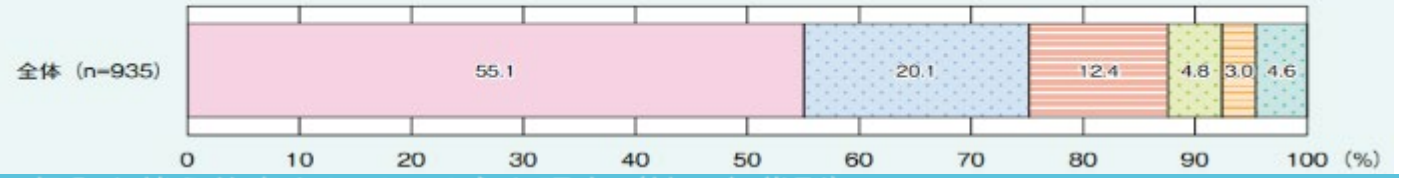
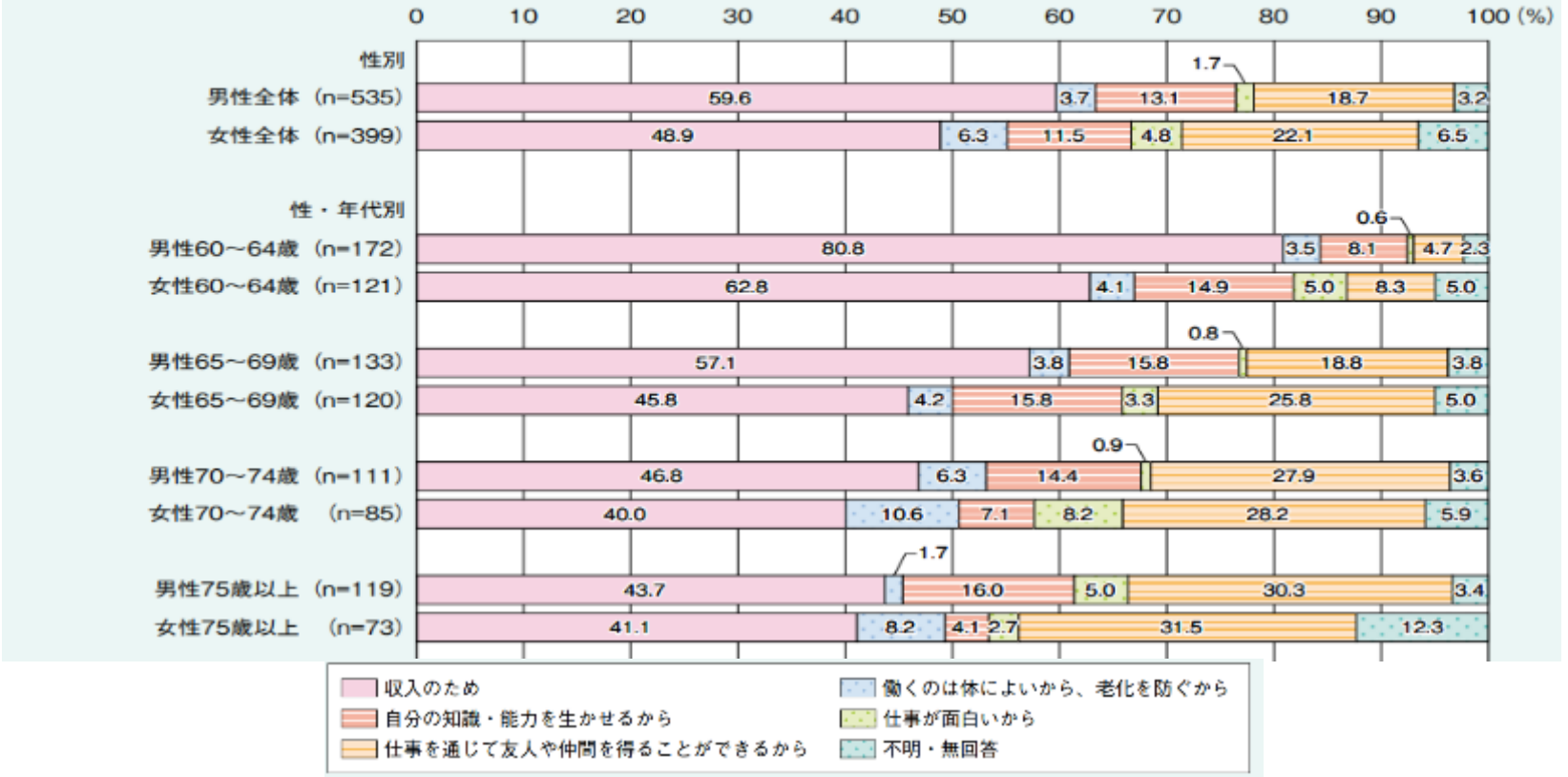



図１－３－４　収入を伴う仕事をしている主な理由（性・年代別）

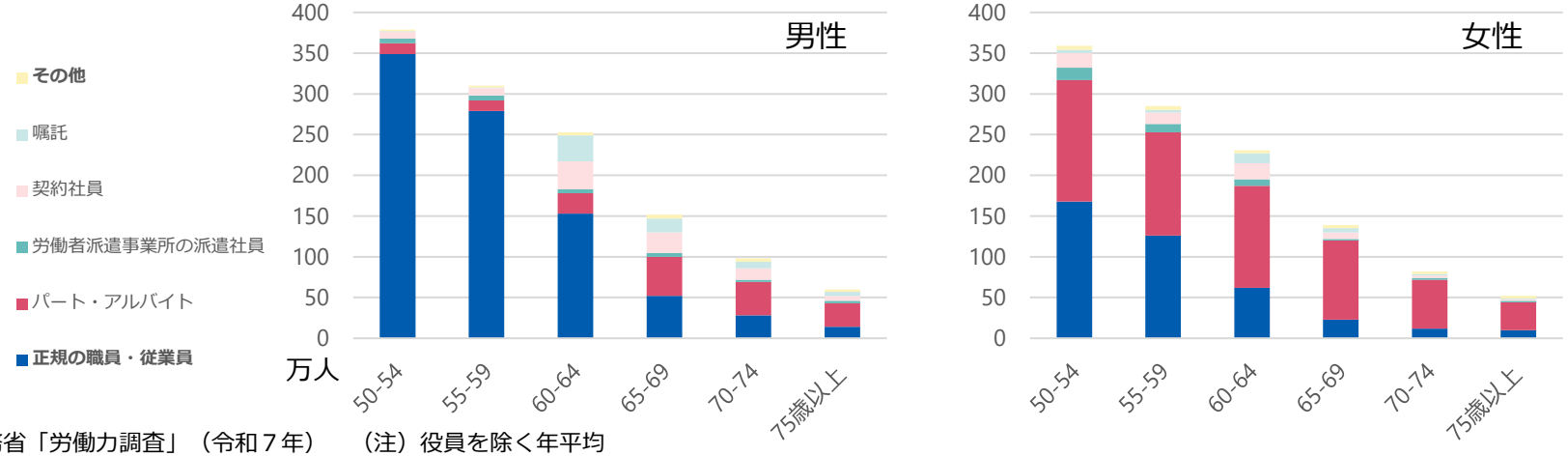



（出所）内閣府「令和６年高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」（令和６年度）　（転載）令和７年版高齢社会白書

# 高齢者の就業形態と労働時間

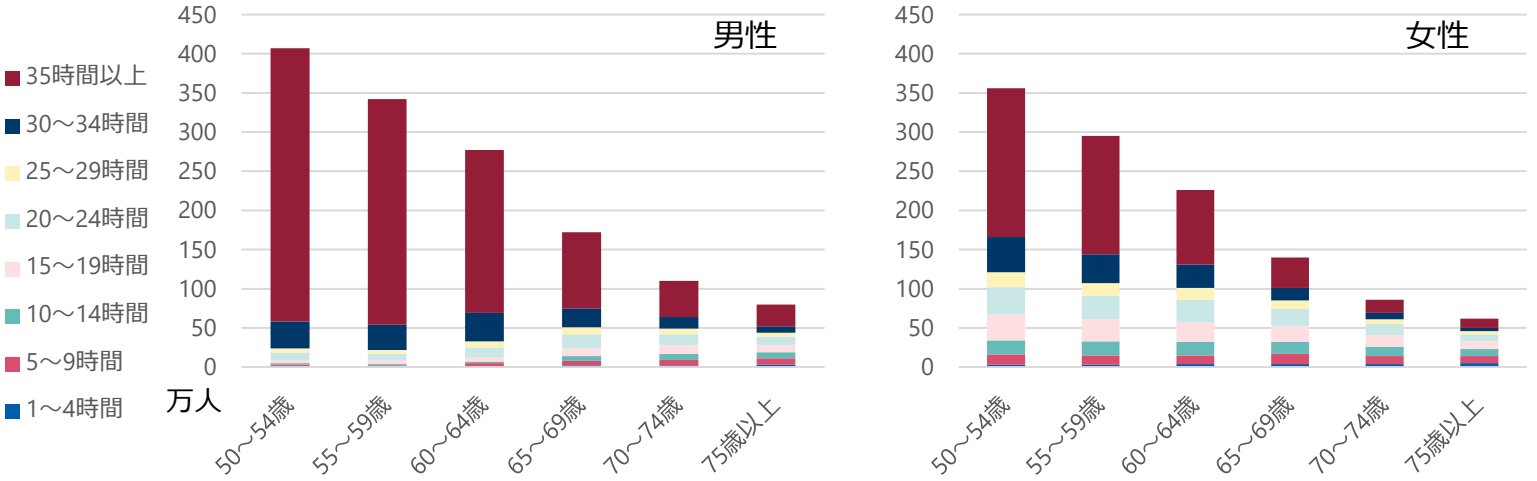
○　高齢者の就業形態は、年齢階層が高まるに応じて、パート・アルバイトの割合が高まるなど、特に男性で多様化する。また、労働時間を見ても短時間の就労が増加し、労働時間も多様化する。

## ○年齢階級別の雇用形態別就業者数




（出所）総務省「労働力調査」（令和７年）　（注）役員を除く年平均

## ○年齢階級別の月末の一週間の労働時間別雇用者数




（出所）総務省「労働力調査」（令和７年）

# 社会保障や労働分野における対応

- 社会保障の給付や負担と高齢者雇用においては、各制度の趣旨目的に応じた一定の年齢に関する原則的な取扱いが定められている。
- 高齢者の就業の状況等の変化を踏まえ、各人の状況等に応じた選択が可能な制度の見直し等を行ってきている。また、医療・介護制度においては、幅広く健康保持や介護予防等の取組を行っている。
- 引き続き、年齢にかかわらない各人の希望に応じた就労等の社会参加を促進していく必要がある。

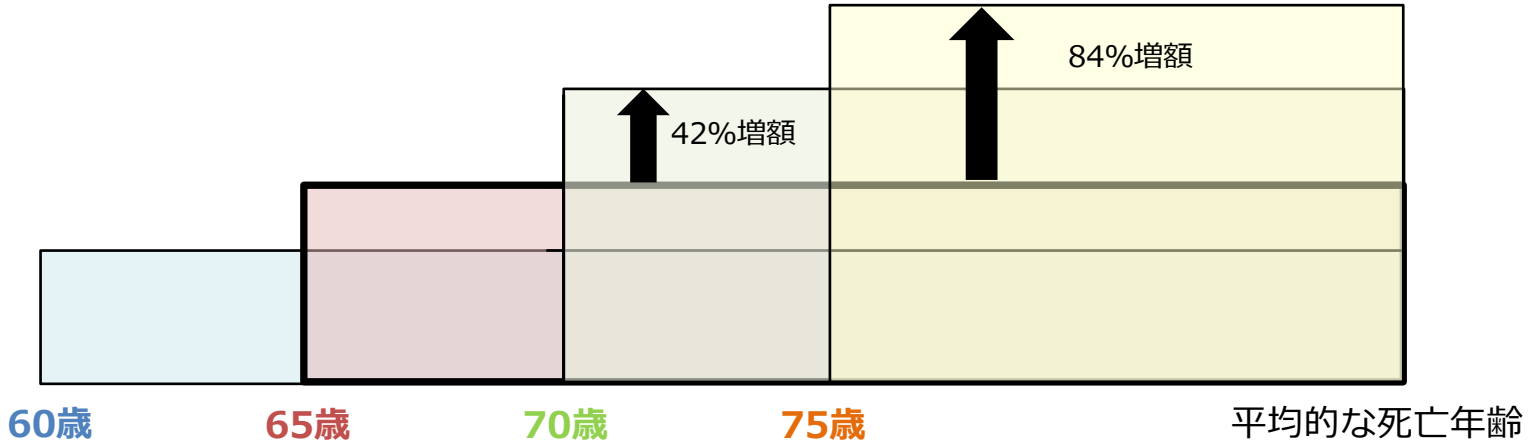
| | 制度概要と高齢者の健康や就業実態等を踏まえた対応 |
|---|---|
| 公的年金 | ○　老齢年金の受給開始年齢は、60歳から75歳までの間で選択可能であり、65歳から受給せず、66歳以降に受給開始を繰り下げた場合は、その期間に応じて年金額が増額される（2020年法改正により、高齢者の就業実態等を踏まえて2022年度から繰下げ可能な年齢の上限を70歳から75歳まで引き上げ）。この仕組みについて、ねんきん定期便、老齢年金の裁定請求書、公的年金シミュレーター等により周知広報を図っている。<br>○　厚生年金保険の加入は原則70歳未満であるが（※１）、老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしてしておらず、70歳を過ぎても就労する場合は、受給資格期間を満たすまで、厚生年金保険への任意加入が可能。<br>※１　厚生年金の適用事業所で就労する70歳未満の者は原則、厚生年金保険に加入する。<br>○　本年４月から、老齢厚生年金と賃金との調整を見直し（※２）、年金を受給しながら働くことを、より選択しやすい仕組みとした。<br>※２　年金の支給額が調整（減額）される基準額（年金＋賃金）を51万円から65万円に引き上げ |
| 高齢者雇用 | ○　事業主に対して60歳未満の定年を禁止。65歳までの希望者全員の雇用確保措置を2013年度より段階的に事業主に義務づけ。<br>○　2021年度から、事業主に対し、70歳までの就業確保措置を講ずる努力義務を課し、当該措置を講ずる事業主の割合を2029年までに40%とすることを目標に、助成金等により事業主の取組を支援。<br>○　ハローワークにおいては、年齢にかかわらず就業意欲のある求職者の支援を実施。<br>○　各地域のシルバー人材センターにおいて、地域に密着した多様な雇用・就業機会の確保を推進。 |
| 医療保険<br>高齢者医療 | ○　年齢と所得に応じた自己負担を設定（69歳までは３割、70歳から74歳までは原則２割、75歳以上は原則１割。高齢者の自己負担については今後、年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点からの見直しを検討。）。<br>○　保険料は、75歳以上は本人が負担し、74歳以下は、被用者は事業主も負担。<br>○　40歳～74歳については特定健診や特定保健指導、75歳以上は後期高齢者健診等による健康保持の取組も推進。 |
| 介護 | ○　要介護（支援）認定を受けた場合にサービスの利用が可能（65歳以上の者は原因を問わず、40歳～64歳については、加齢に伴う心身の変化による疾病による場合）<br>○　保険料は、65歳以上は本人が負担し、40～64歳は、被用者は事業主も負担。<br>○　一般介護予防事業等により、新たに制度化した介護予防拠点等との連携を含めた地域での通いの場の実施などの取組を推進。 |

# 参考資料

# 受給開始時期（繰上げ・繰下げ受給制度）の選択肢について

・　公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から75歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額は減額（最大24%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大84%増額）となる。

※　繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
※　繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
※　令和2年改正において、受給開始時期の上限を、70歳から75歳に引き上げた。
　　75歳までの繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。




（参考）繰上げ・繰下げによる減額・増額率

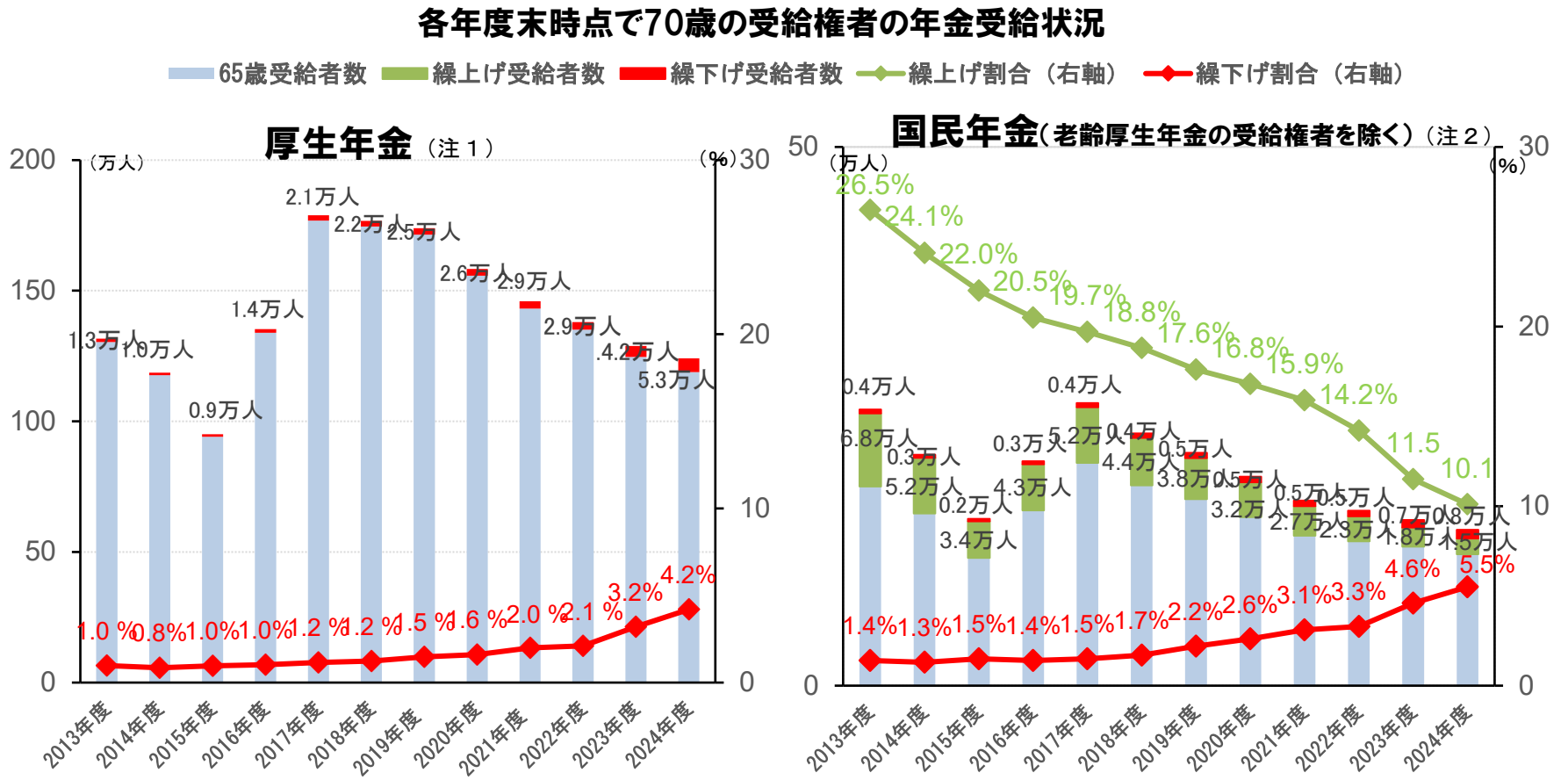
減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。
・繰上げ減額率＝0.4%×繰り上げた月数（60歳～64歳）
・繰下げ増額率＝0.7%×繰り下げた月数（66歳～75歳）

※世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

| 請求時の年齢 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳 | 71歳 | 72歳 | 73歳 | 74歳 | 75歳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 減額・増額率 | 76% | 80.8% | 85.6% | 90.4% | 95.2% | 100% | 108.4% | 116.8% | 125.2% | 133.6% | 142% | 150.4% | 158.8% | 167.2% | 175.6% | 184% |

# 繰下げ・繰上げ制度の利用状況

○ 国民年金における繰上げ制度の利用率は低下傾向にある。
○ 受給開始時期の選択を終了した70歳の受給権者について、繰下げ制度の利用状況をみると、繰下げの利用率は近年上昇しており、厚生年金では4.2%、国民年金でも5.5%となっている。




（注1） 老齢厚生年金の受給権者を対象とした、老齢厚生年金の繰下げの状況を示している。なお、この期間の年度末時点で70歳の者については老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。
（注2） 老齢厚生年金の受給権がない老齢基礎年金の受給権者を対象とした、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げの状況を示している。
（資料）厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

# 在職老齢年金制度の概要

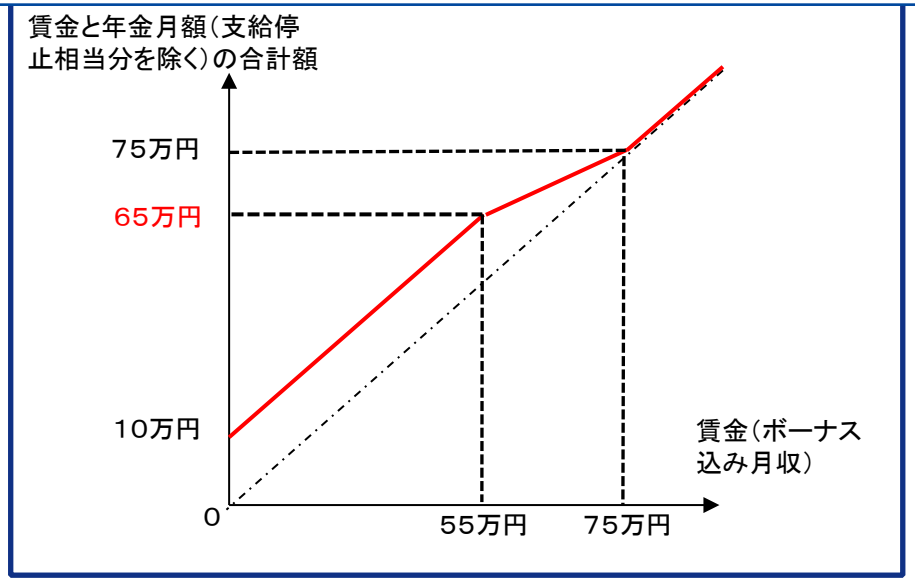
○　厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。

**賃金 ＋ 老齢厚生年金＞ 65万円（令和8年度）**

➡ 賃金上昇額の１／２相当の厚生年金保険給付を支給停止

- これに加えて、70歳未満の方は厚生年金保険料を負担。
- 70歳以降は厚生年金被保険者とならないため保険料負担はなし。
- 「65万円」は、平均的な収入を得る50歳代の労働者が、60歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入を得ても支給停止とならないように基準額を設定。

**支給額のイメージ（令和８年度・老齢厚生年金が月額１０万円の場合）**



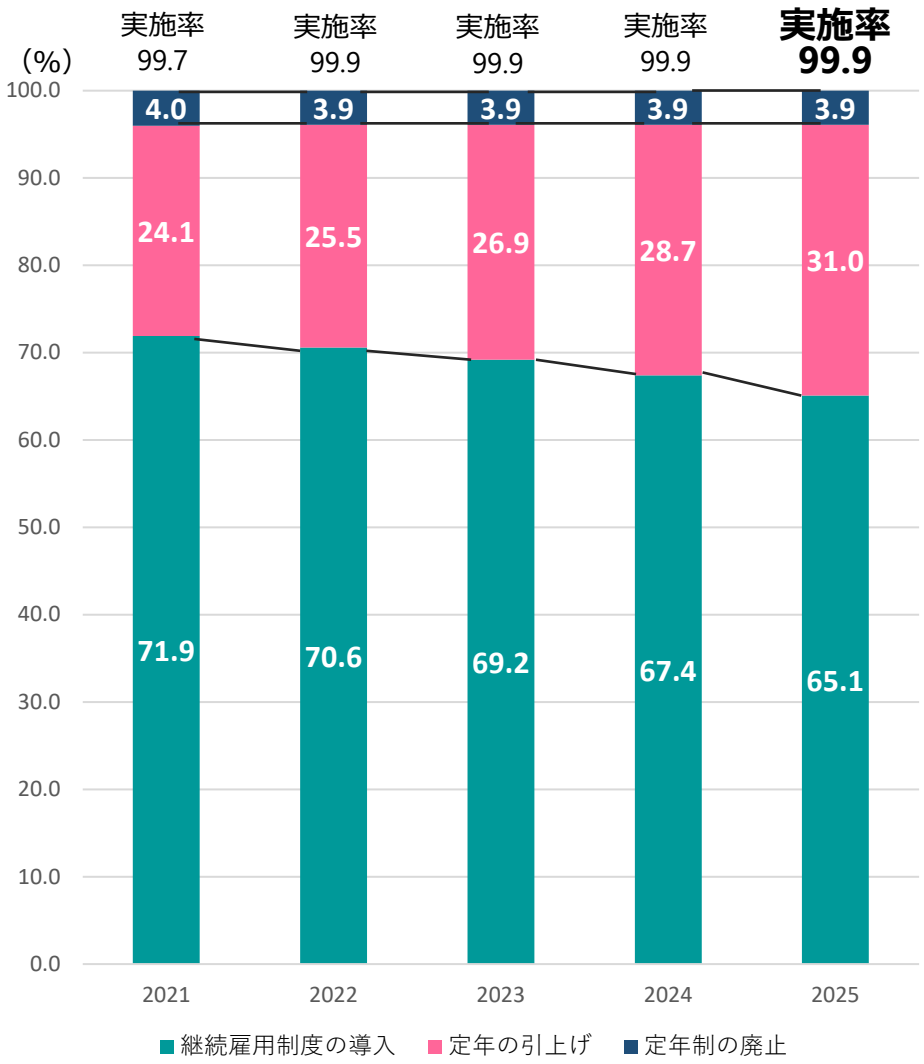
# 高年齢者の企業における安定した雇用・就業機会の確保のための義務・努力義務

○　2021年４月施行の改正高年齢者雇用安定法により、従来からの65歳までの雇用を確保する義務に加え、70歳までの就業機会（雇用以外の措置も含む）を確保する努力義務を課している。

| <1998年４月施行> | <2006年４月施行（対象者限定可）<br>2013年４月施行（原則希望者全員）><br>※ 年齢を段階的に引上げ、2025年４月より全面的施行を開始 | <2021年４月施行> |
|---|---|---|
| **60歳まで・義務** | **65歳まで・義務** | **70歳まで・努力義務** |
| 60歳未満の定年禁止 | ①65歳までの定年引上げ | ①70歳までの定年引上げ |
| | ②65歳までの継続雇用制度の導入<br>（特殊関係事業主（子会社・関連会社等）によるものを含む） | ②70歳までの継続雇用制度の導入<br>（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む） |
| | ③定年廃止 | ③定年廃止 |
| | 創業支援等措置<br>（雇用以外の措置） | ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 |
| | | ⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に<br>a.事業主が自ら実施する社会貢献事業<br>b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業<br>に従事できる制度の導入 |

# 雇用確保措置と就業確保措置の実施状況（推移）

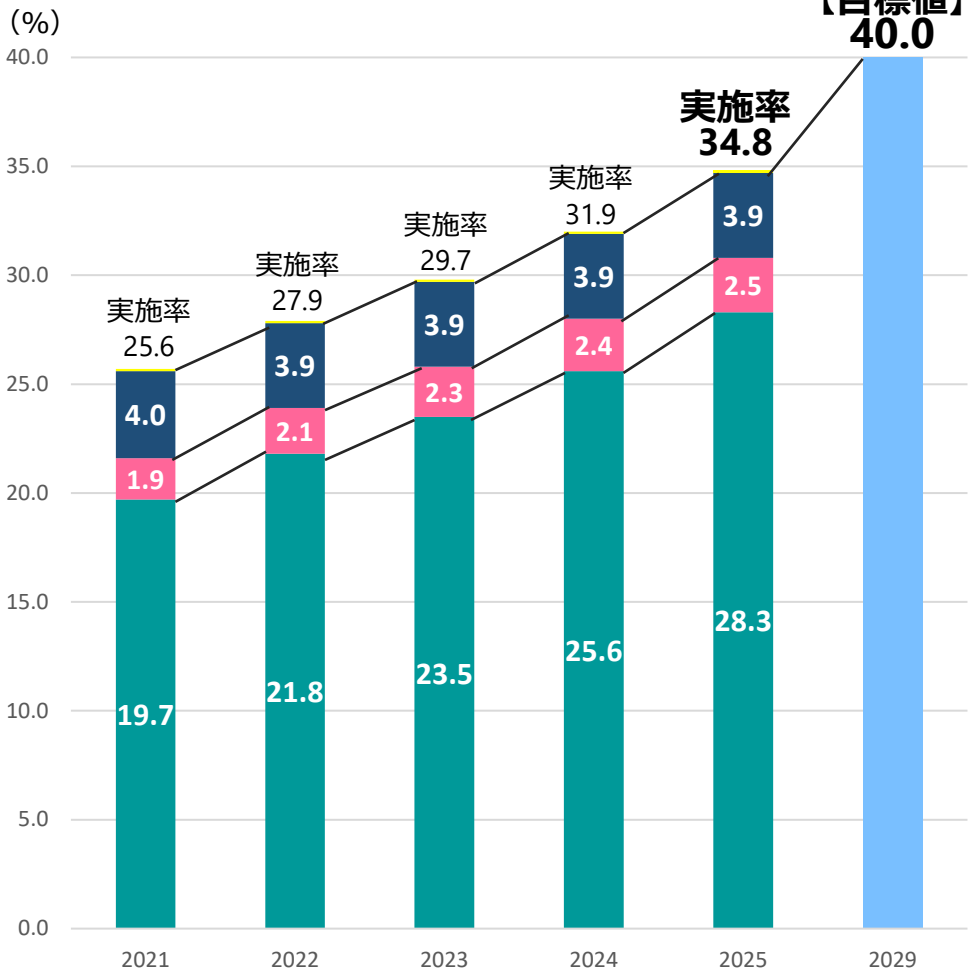
## 65歳までの高年齢者雇用確保措置




※母数を「雇用確保措置実施済み企業」としてそれぞれ割合を抽出。

## 70歳までの高年齢者就業確保措置

高齢社会対策大綱
（2024.9.13閣議決定）
【目標値】40.0




※母数を「報告した全ての企業」としてそれぞれ割合を抽出。
※本集計は原則小数点第２位以下を四捨五入しているため、「全企業」について、内訳の積み上げが全体の割合とは一致しない。

（資料出所）厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」※常時雇用する労働者が21人以上の企業

# 高年齢者の就業確保に向けた企業への支援

## 70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーによる支援

- 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）から**社労士等**へ委託することにより、**全国４７箇所、４７４人**の70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザー（以下「プランナー等」という。）が、**延べ３．１万件**の高齢者雇用の環境整備に関する相談・助言、制度改善提案を実施している。
- 社員の年齢構成、高齢社員の活用状況等の実情に応じて、現在抱える課題等を丁寧に聴き取り、課題を解決するために、**個々の企業の状況等を踏まえ、70歳までの定年延長、継続雇用延長や賃金制度等の制度改善を提案**している。

## 事例収集と展開

- 高年齢者雇用の推進のため、**高年齢者の就業機会の確保等に取り組む企業の事例を収集し、ホームページ等を通じて提供**している。
- **高年齢者活躍企業コンテスト**や**企業ヒアリング**によって高齢者雇用に関する**事例を収集**し、収集した事例については、**生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム、地域ワークショップ、高年齢者活躍企業事例サイト**（３４７件の事例を紹介）等を通じて**幅広く展開**している。
- 加えて、**プランナー等が日々の事業主に対する制度改善提案等**において、上記事例を紹介すること等により、**未導入企業への高年齢者雇用の推進・普及**を図っている。

## 65歳超雇用推進助成金による支援

- 65歳以降も働くことを希望する者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するため、66歳以上の年齢への継続雇用延長・65歳以上の年齢への定年引上げ等を行う事業主や、高年齢者の雇用管理制度の整備（短時間勤務制度、高年齢者に係る賃金・人事処遇制度、法定外の健康管理制度の導入等）等を実施した事業主に対して**助成金による支援を実施**している。
- **全国のプランナー等が日々実施**している就業確保措置導入等に向けた事業主への相談・援助の場面において、**助成金の活用勧奨もあわせて実施**することによって、効果的な助成金の活用を図っている。

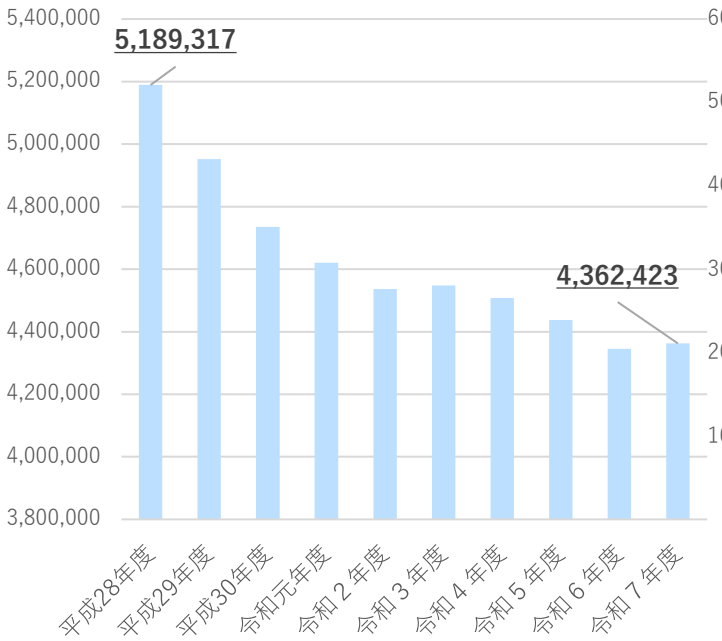
# ハローワーク生涯現役支援窓口（概要）

○　**高齢期の多様なニーズに応じたきめ細かなマッチングを推進し、高齢者が活躍できる多様な就業機会を提供**

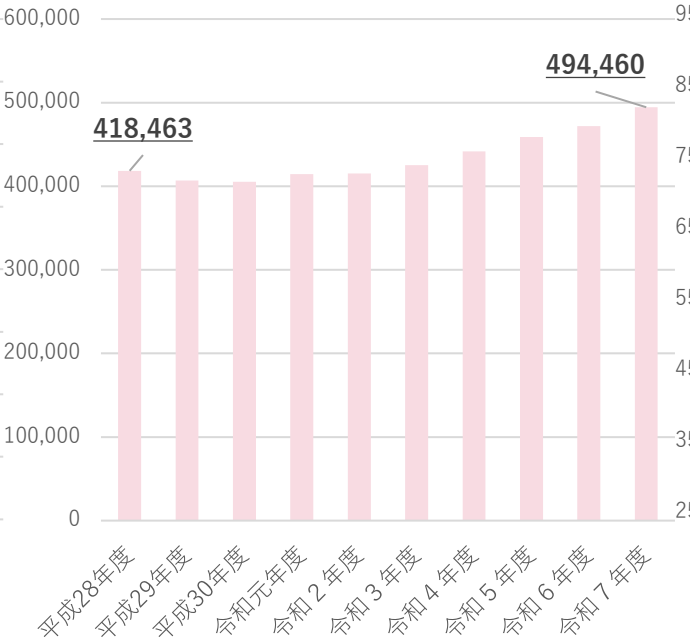
- **支援対象者：全国300箇所のハローワーク**において、**概ね60歳以上（特に65歳以上）の高齢求職者**のうち、長期失業者、離転職を繰り返す者
  その他公共職業安定所がチーム支援を行わなければ就労が困難であると判断した者　等
- **主な支援内容：**
  - 高齢期の生活設計を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である高齢求職者の職業に係る相談・援助（キャリアコンサルティング）
  - 高齢求職者でも活躍できる求人の開拓・提供、高齢者の職域の拡大に係る事業主へのアドバイス
  - シルバー人材センターと連携した軽易な就業等に関する情報の提供
  - 地方自治体と連携した高齢者支援の実施
  - 経済団体等と連携したセカンドキャリア研修の実施など在職中からの高齢者支援を拡充（令和８年度～）
- **支援実績（令和７年度）**
  - 窓口支援を受けた**求職者数 97,577**人（60～64歳 **34,152**人、65歳以上 **63,425**人）
  - 〃　**就職者数 90,746**人（60～64歳 **31,927**人、65歳以上 **58,819**人）　就職率 **93.0**%（60～64歳 **93.5**%、65歳以上 **92.7**%）

**R7就職率**
**93.0%**

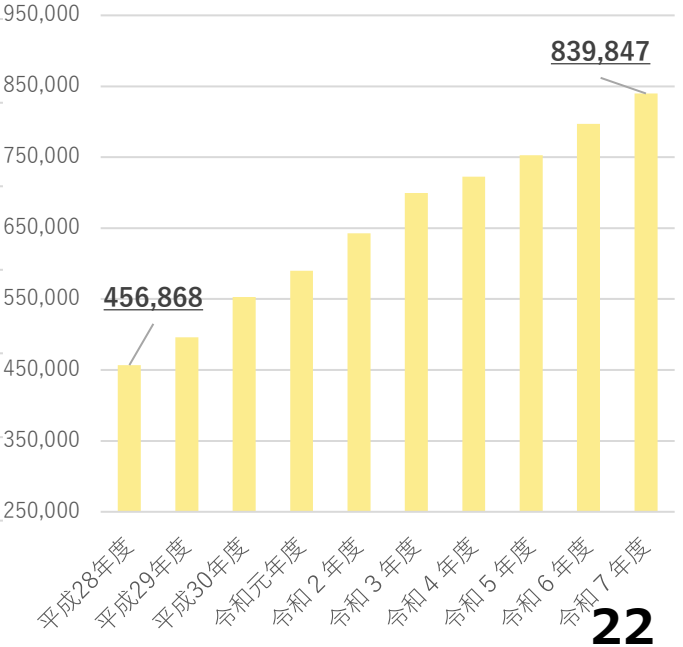
**ハローワーク全体の求職者の推移**




**60～64歳の求職者の推移**




**65歳以上の求職者の推移**




（出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

# シルバー人材センター事業（概要）

生きがいの充実や健康の維持増進等から、臨時的・短期的または軽易な就業※を希望する高齢者に対し、
全国に1,309団体あるシルバー人材センターが地域に密着した多様な就業機会を提供

## ○　シルバー人材センターの概要（令和７年度）

1,309団体（法人数）、会員数67.6万人（男性43.1万人・女性24.5万人）、平均年齢75.4歳、月平均収入4.1万円
契約金額合計約3254億（公共：約1202億、民間：約2052億）



シルバー人材センター

❶ 仕事の発注

❹ 料金支払い



企業、家庭、官公庁

❺ 賃金・配分金

❷ 仕事の依頼



❸ 仕事の遂行

請負（派遣、職業紹介）により実施

**臨時的・短期的または軽易な就業**
**を希望する概ね60歳以上の高年齢者**
**（シルバー人材センター会員）**

## ○　シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット等への派遣、
福祉・家事援助サービスや清掃、自転車置き場管理、公園管理、植木剪定　など

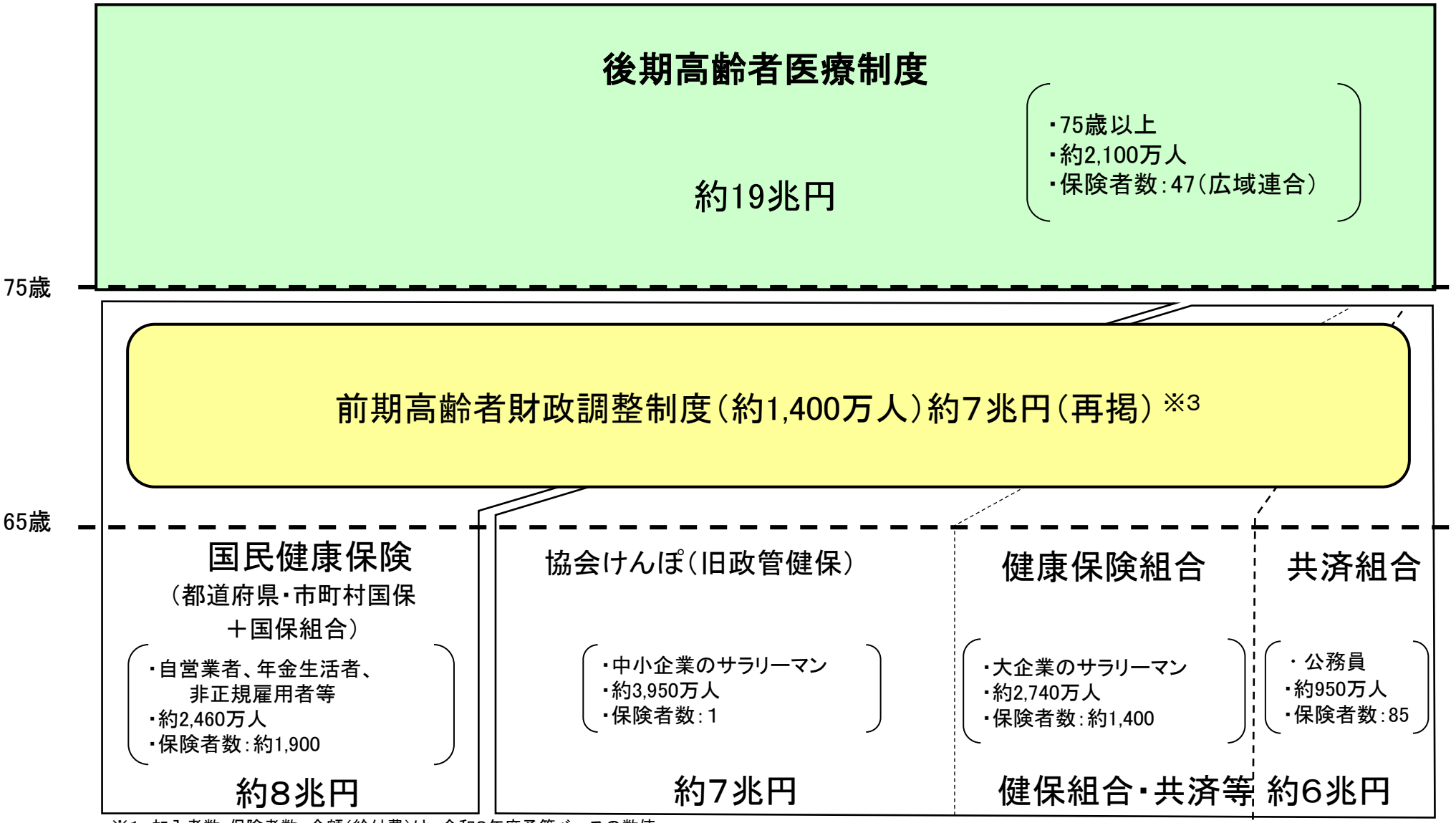
**高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定**

**企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え**

**地域の経済・社会の維持・発展　など**

※　おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業
※　派遣・職業紹介に限り、基準に適合し、市町村ごとに業種・職種を指定し、意見聴取を行うことで週40時間までの就業に緩和可能
　→　令和８年１月末現在　761地域において要件緩和

# 医療保険制度の体系

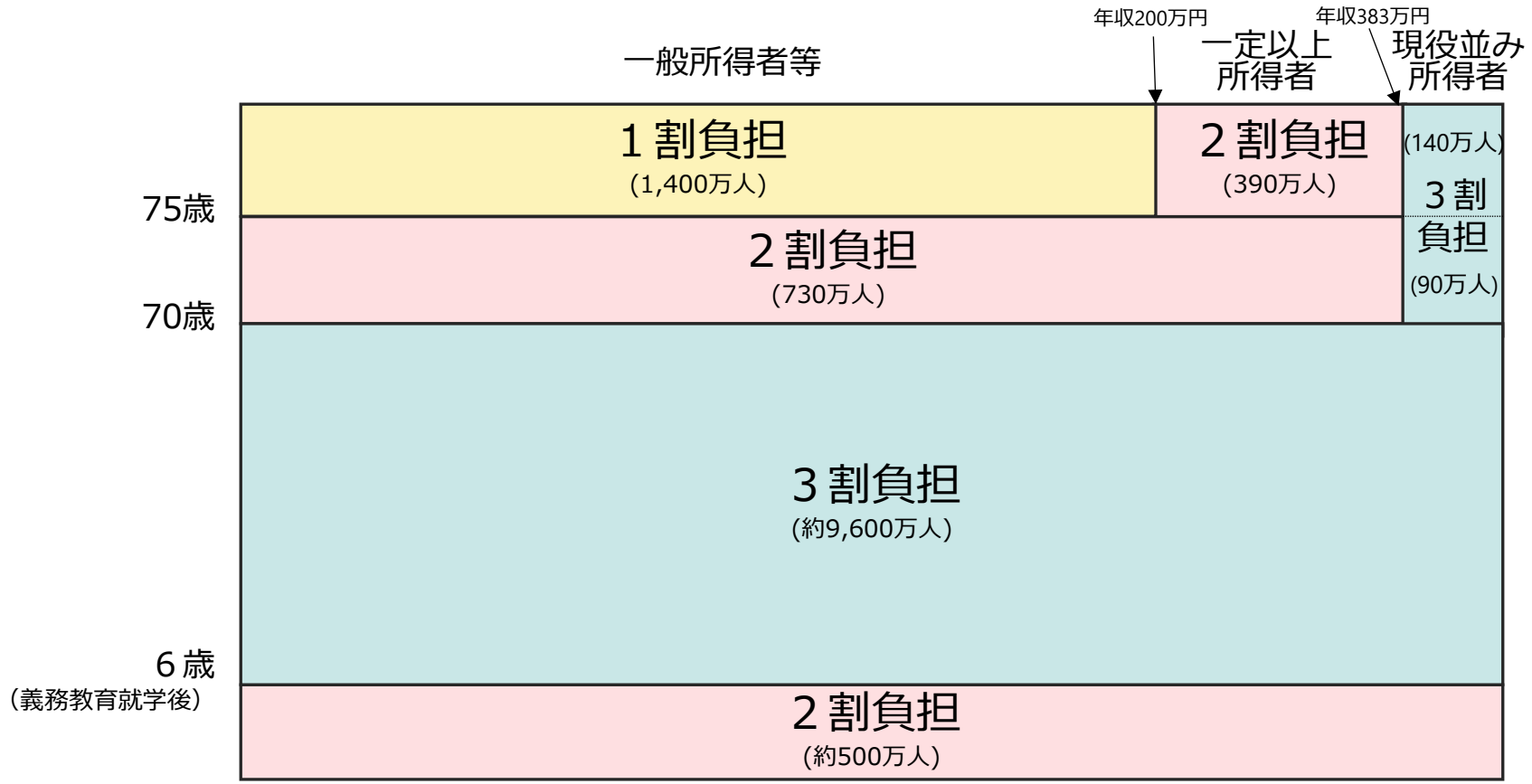



※1　加入者数・保険者数、金額（給付費）は、令和8年度予算ベースの数値。
※2　上記のほか、法第3条第2項被保険者（対象者約2万人）、船員保険（対象者約11万人）がある。
※3　前期高齢者数（約1,400万人）の内訳は、国保約940万人、協会けんぽ約330万人、健保組合約100万人、共済組合約40万人。

# 医療費の一部負担（自己負担）割合について

○　それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
- 75歳以上の者は、１割（現役並み所得者は３割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は２割（※））。
- 70歳から74歳までの者は、２割（現役並み所得者は３割。）。
- 70歳未満の者は３割。６歳（義務教育就学前）未満の者は２割。

（※）令和４年10月１日から施行。



# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

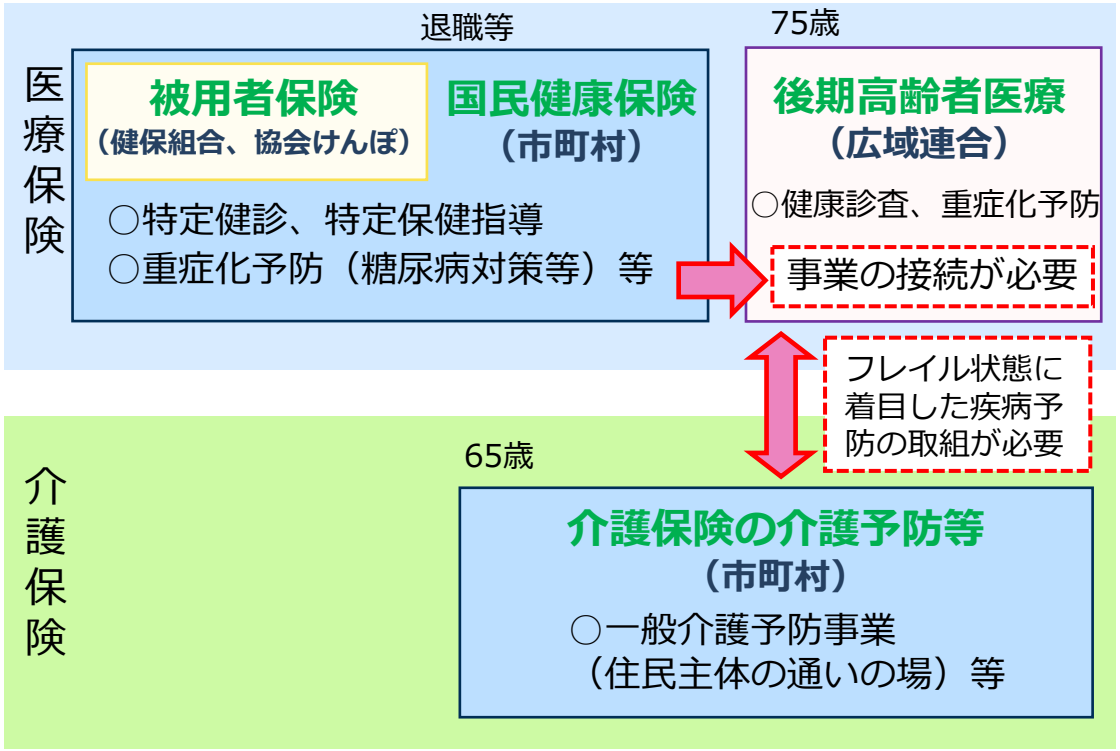
- 広域連合が**高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組**が**令和２年４月から開始**された。
- 広域連合は、その実施を**構成市町村に委託**することができる。

**○ 令和６年度において、ほぼ全ての市町村で一体的な実施を展開済み。**

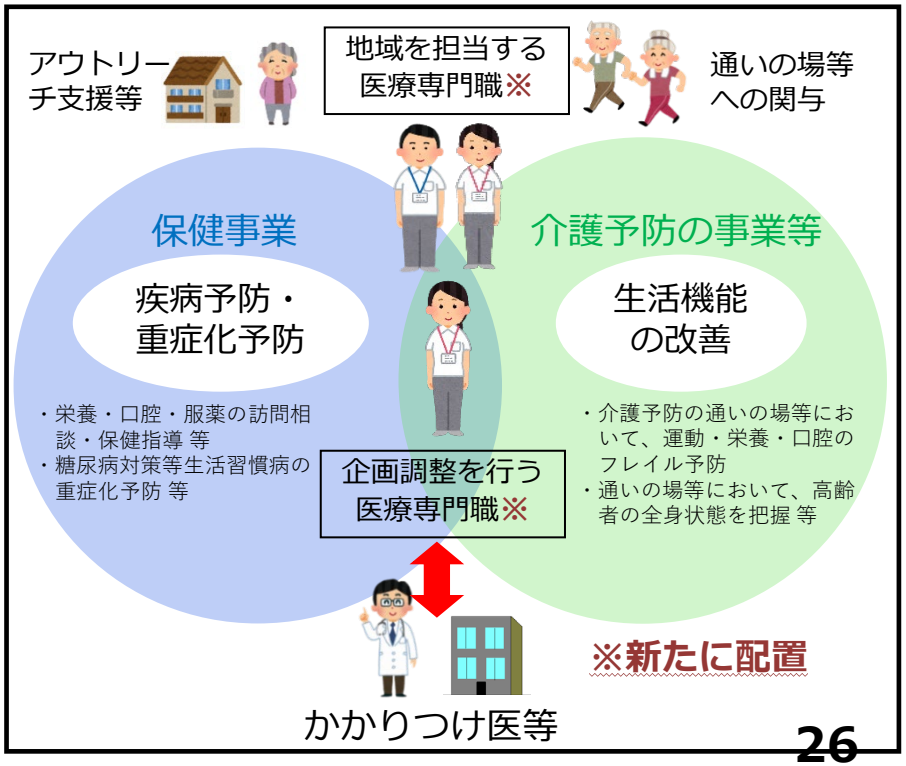
**○ 令和６-８年度は、実施市町村における取組の質の向上と量の増加を目指す。**

**○ 令和９-11年度は、取組全体の拡大化と総合的な効果検証を目指す。**

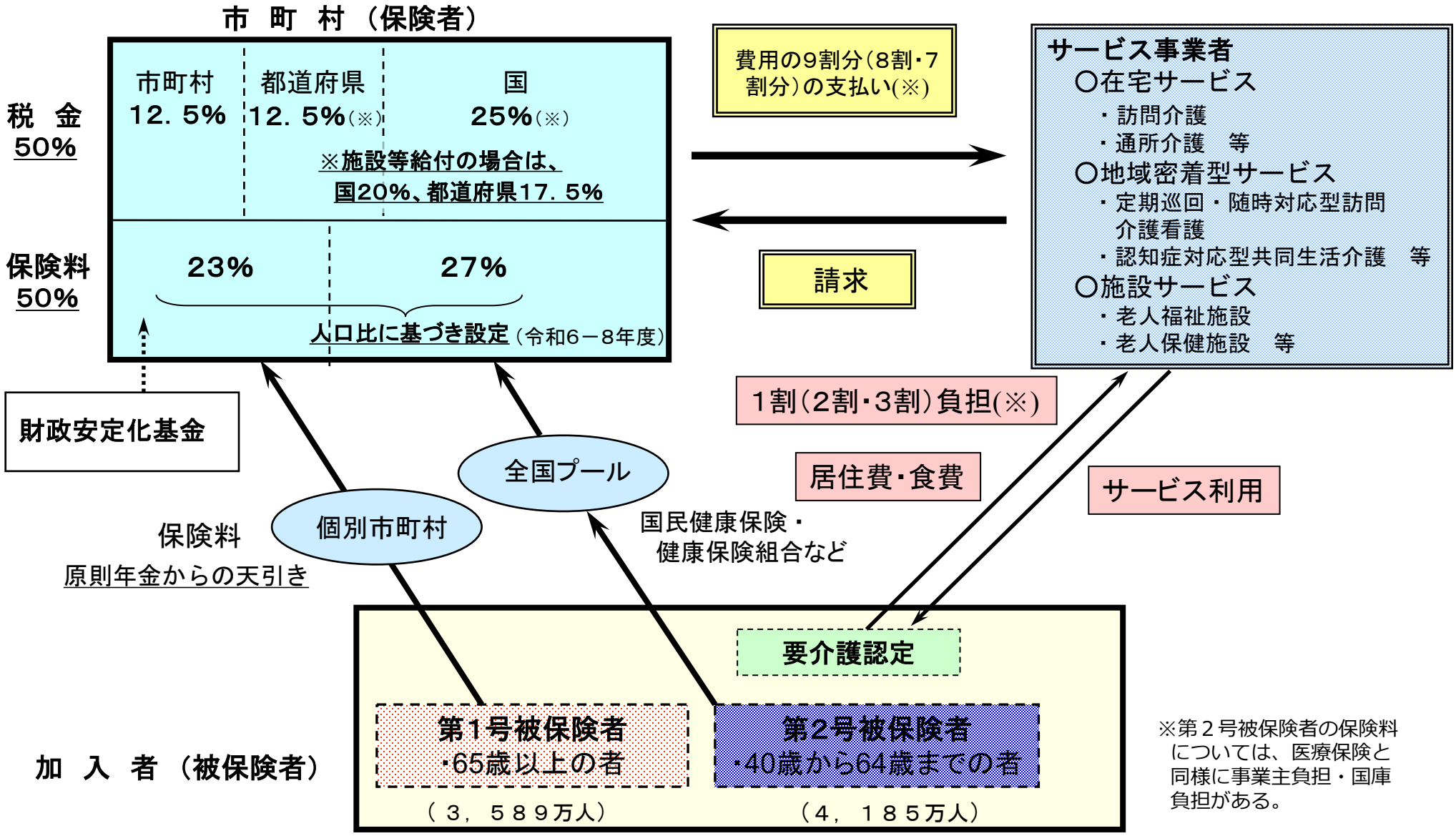
## ▼保健事業と介護予防の現状と課題




## ▼一体的実施イメージ図



# 介護保険制度の仕組み




※第２号被保険者の保険料については、医療保険と同様に事業主負担・国庫負担がある。

（注）第1号被保険者の数は、「令和5年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、令和5年度末現在の数である。
　　第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、令和5年度内の月平均値である。
（※）一定以上所得者については、費用の2割負担（平成27年8月施行）又は3割負担（平成30年8月施行）。

# 地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

## 1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。




## 2 事業費・財源構成

### 事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

**【事業費の上限】**

（１）介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※　災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

（２）包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の２％」×「65歳以上高齢者の伸び率」
＋「社会保障の充実分」

### 財源構成

（１）介護予防・日常生活支援総合事業
１号保険料、２号保険料と公費で構成
（介護給付費の構成と同じ）

（２）包括的支援事業・任意事業
１号保険料と公費で構成
（２号は負担せず、公費で賄う）

| | （１） | （２） |
|---|---|---|
| 国 | 25% | 38.5% |
| 都道府県 | 12.5% | 19.25% |
| 市町村 | 12.5% | 19.25% |
| １号保険料 | 23% | 23% |
| ２号保険料 | 27% | – |

## 3 実施主体・事業内容等

**実施主体**　市町村

**事業内容**　高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア　サービス・活動事業（第一号事業）
訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ　一般介護予防事業
介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

### ② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア　地域包括支援センターの運営
介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ　社会保障の充実
在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（家族介護者に係る地域課題への対応を含む）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

### ③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

・介護給付費等費用適正化事業
・家族介護支援事業（家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む）　等

# 一般介護予防事業

○ 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的して行うものである。

○　機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチを行う。

○　年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

○　リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

○　市町村が主体となり、一般介護予防事業を構成する以下５つの事業のうち必要な事業を組み合わせて地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。

○　**地域介護予防活動支援事業**

市町村が介護予防に資すると判断する地域における住民主体の通いの場等の介護予防活動の育成・支援を行う。

○　**介護予防把握事業**

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

○　**介護予防普及啓発事業**

介護予防活動の普及・啓発を行う。

○　**一般介護予防事業評価事業**

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

○　**地域リハビリテーション活動支援事業**

地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。